

あさくら観光協会サイクルスタンド等整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝倉市郡の自転車による観光（サイクルツーリズム）の振興の一環として自転車観光客へのおもてなし気運の醸成を図ることを目的とし、サイクルスタンド等整備に関する事業を実施する朝倉市郡内事業者に対し、予算の範囲内で、あさくら観光協会サイクルスタンド等整備補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、朝倉市郡内の事業者とする。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、あさくら観光協会サイクルスタンド等整備事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、あさくら観光協会会長（以下「会長」という。）が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 前項までの補助事業等については、別表のとおりとする。

(補助の期間)

第4条 この補助金の補助対象期間は、第6条に規定する交付決定の日から、当該年度の2月末日までの間の補助事業の完了日とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）により、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 対象設備の設置場所の地図
- (2) 対象設備の機種名、型式、性能等が確認できる書類
- (3) 対象設備の設置に係る見積書の写し

(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するために交付決定に必要な条件を付することがある。また、次の各号に該当するときは、補助金変更等申請書(様式第2号)により会長の承認を受けることとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったとき。

(申請の取下げの期日)

第8条 補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときはその日)又は補助対象期間の末日のいずれか早い日から10日以内に実績報告書及び請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 対象設備の設置状況が分かる書類(写真)
- (2) 対象設備の購入に要した費用にかかる領収書等の写し

2 会長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、精算払の方法により支払う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月4日から施行し、令和元年度から令和3年度までの補助金について適用する。

別表（第3条関係）

補助対象事業名	サイクルスタンド等整備事業
補助事業内容	<p>(1) 下記の補助対象設備（以下、「対象設備」という）を購入及び設置する朝倉市郡内の事業者（事業所、自治会、特定非営利活動法人及びその他活動団体）に対し、補助を行うもの。</p> <p>(2) あさくら観光協会が事業者として対象設備の購入及び設置を行うもの。</p> <p>対象設備</p> <p>(ア) サイクルスタンド</p> <p>(イ) フロアポンプ</p> <p>(ウ) 自転車専用工具</p> <p>対象設備のうち、少なくとも（ア）を購入し設置すること。</p> <p>ただし、既に（ア）を保有している場合は、その他の対象設備のみの購入及び設置も可能とする。</p>
補助対象経費・補助率及び限度額	<p>(1)、(2)における事業者が対象設備の購入及び設置に要した経費の1/2以内</p> <p>ただし、(1)においては事業者、(2)においては設置場所につき1万8千円を上限とする。</p>